

令和3年度 燃料電池フォークリフト用水素供給設備導入事業費補助金 申請等手続きに関する手引

令和3年4月22日
神奈川県産業労働局エネルギー課

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、手洗い、咳エチケットの励行等に加え、「3つの密(密閉・密集・密接)」を避けてください。

【工事業者の方へ】

屋内での工事等に当たっては、マスクを着用し、手指消毒を十分した上で、「3つの密(密閉・密集・密接)」を避けて施工してください。

1 補助の流れ

(1) 交付申請書の郵送

□書類に不備がある場合は有効なもののみとしません。全ての書類が整った段階で受理します。

受付期間：令和3年4月23日(金曜日)から令和3年9月30日(木曜日)まで

(2) 交付決定通知書の送付

□申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。

□交付決定通知書の到達前に設備の設置又は工事の着工をすると、県の補助金の交付対象外となります。必ず交付決定通知書が到達してから行ってください。

□暴力団排除条例の規定により県警へ照会するため、交付決定に1か月以上かかる場合があります。

(3) 実績報告書の提出

□実績報告を、補助事業の完了の日(設置、代金支払いの両方を終えた時点)から、2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月28日のいずれか早い期日までに必ず行ってください。

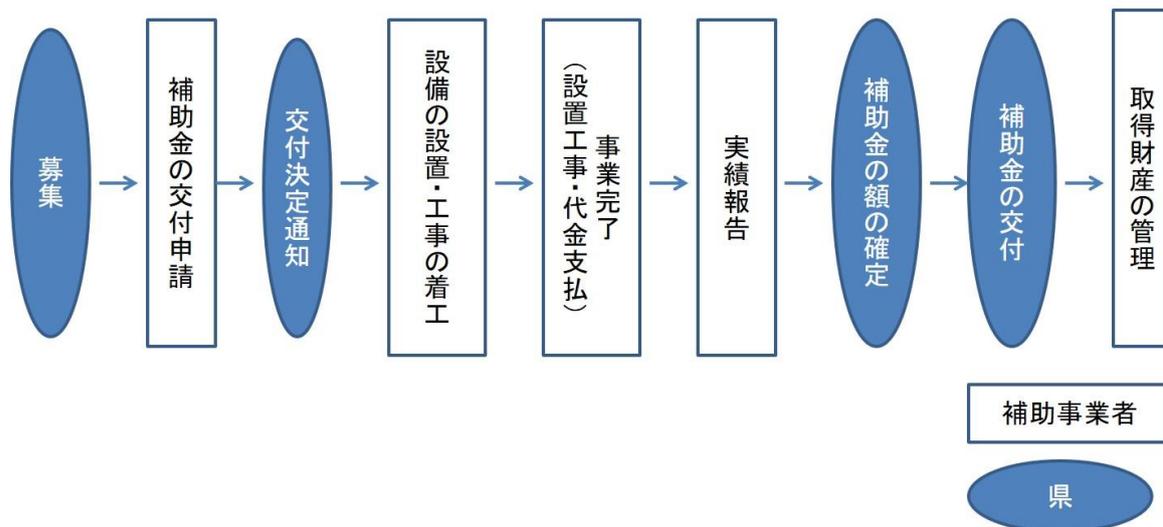
※ 上記の実績報告を、補助事業を実施した年度の3月31日までに提出できない場合は、実施状況報告書を3月31日までに提出してください。

(4) 補助金の交付

□実績報告書を審査し、補助の要件に適合した場合、補助金を交付します。

□受付期間内の同一月に有効な申請が複数あった場合は、各々の補助申請額を上限として、予算額を当該補助額に按分します。

【補助金申請から補助金交付の流れ】



2 主な補助の条件

- 補助事業者は法人であること。
- 補助金の交付決定通知後に、設備の設置及び工事の着工を行うこと。
- 年度内に補助事業を完了（設置、代金支払いの両方を終えた時点）し、期日までに実績報告書の提出が可能なこと。
- 暴力団排除の対象に該当せず、当該確認のために県警への照会について了承すること。
- 下表の期間内に、財産の処分（売却、廃棄、譲渡等）を行わないこと。

○財産の処分の制限期間

財産の種類		期間
水素供給設備一式	受電設備、水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、ディスプレイペンサー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽・防消火設備、制御装置・監視装置・検知警報設備、その他設備	8年
工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管・排水配管工事に関する負担金、電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却（定額）]	15年
上記以外の財産		「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間

○利益排除

自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等にかかる経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

3 申請内容の変更について

- 所在地、名称、又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって、その旨を届出てください。

- 交付決定後に、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとする場合は、変更承認申請書（第4号様式）に、中止又は廃止しようとする場合は、中止・廃止承認申請書（第7号様式）に、関係種類を添付し、提出してください。ただし、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。
- 財産処分制限期間内に、補助事業の実施に要する設備等を処分しようとするときは、必ずあらかじめ財産処分承認申請書（第13号様式）を提出してください。
- 財産処分制限期間内に補助事業の実施に要する設備等を処分しようとする場合には、補助金の全部又は一部に相当する額の納付を求める場合があります。
- 補助金の交付の目的に反する場合は、補助金の全額に相当する額を納付してもらうことになります。

【問合せ先】

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課
分散型エネルギーグループ（水素・次世代自動車担当）
電話 045-210-4133／FAX 045-210-8845